

オフィスブレイン 利用規約

第1条 総則

オフィスブレイン（法人名：株式会社アイ・トゥ・アイ）（以下「当社」）は各種代行サービスを運営する名称です。当社は本規約を定め、当社サービスをご利用になる方（以下「会員」）は本規約の内容を確認・把握し、契約の際には本規約の内容を承諾したものとします。なお、本規約は、会員の了承を得ることなく規約内容を変更することがあります。会員はこれを承諾するものとします。

第2条 利用規約

（利用契約の成立）

当社サービスの契約は会員が本規約を承認の上、当社への利用申込に対して当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

（利用の開始）

会員は本規約を承諾し、当社の定める月額料金、初期費用、保証金（前払い通話料）プリペイド金を入金し、それを当社が確認した時点より、当社の提供するサービスの開始となります。尚、システムの都合によりサービス開始まで日数をいただく場合があります。

（利用期間）

契約期間は、双方より何ら申し出がない限りこれを自動的に継続するものとします。

（契約前払い金の扱い）

2ヶ月以上の月額料金を事前にご入金された場合、当社は途中解約の場合でも料金の返金は致しません。但し私設私書箱利用のプリペイドの返金には応じます。

（会員不適合者）

会員不適合者については当社は強制解除できるものといたします。また、必要に応じて警察に通報いたします。

- ・ 第三者へご迷惑をかける行為・犯罪行為・違法行為に当社サービスを利用される方。または、その恐れのある方。
- ・ 素行不良・言動横暴な方
- ・ 会費等利用代金が未納な方
- ・ その他当社が不適合と判断した場合
- ・ お申し込み時の内容に虚偽等があった場合

（届出事項の変更等）

利用の届出事項に（連絡先住所・支払手段等）変更が生じた場合は、速やかに当社までご連絡下さい。尚、変更の申し出は主会員ご本人様のみ可能とします。ご連絡がない場合、これに伴う利用者の不利益について当社は一切責任を負わないものとします。

（会員番号、暗証番号の発行）

当社は契約される会員に対し会員番号と暗証番号を発行します。会員番号、暗証番号は当社各種サービスを利用される上で必要になります。契約される会員はこれを自己責任において厳重に管理するものとします。会員番号、暗証番号の漏洩等が起きた場合、速やかに当社までご連絡していただきます。有償の上、再発行や設定変更を行います。第三者への漏洩等により不正に受け渡しが行われた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3条 サービス提供の停止、中止

（利用の停止）

逆転送サービス、06 発着信サービス、電話秘書代行サービスにおいて月途中にて通話料が保証金の50%額を超える、または通話料金締め切り日までに超えるであろうと予想される場合は、保証金を追加入金していただきます。追加ができない場合はサービスの利用を停止させていただきます。保証金の追加につきましては、請求日から土日含まず3営業日以内とさせていただきます。料金の請求をした時点でご連絡がつかない場合にはサービスを停止いたします。その後3営業日以内に、お支払い・ご連絡がつかない場合は理由のいかんを問わず契約を解約扱いとさ

させていただきます。料金未納による私設私書箱サービス利用停止中における保管品は、1ヶ月以上お支払いの無い場合、利用者の承諾を得ず処分するものとします。当社が会員として不適切と判断した場合、保管品は宛名不明とし差出人へ返送致します。また当社からの解約処置をし、解約後に契約者宛てに届く郵便物等はすべて宛名不明とし差出人へ返送いたします。当社施設等に重大な被害を与え、強制退会処分となった会費は、罰則金とし、返金はしません。また、相当の損害賠償を請求いたします。

(利用の中止)

当社は次のいずれかに該当する場合サービスの中止をすることがあります。また、当社サービスが中止された場合において会員に損害が発生した場合、当社では一切の責任を負えません。

- ・当社の電気通信設備の保守上または工事業やむを得ないとき
- ・当社の電気通信設備のやむを得ない障害が発生したとき

当社は夏季休暇及び年末年始休暇をいただいております。

第4条 解約

(利用の解約)

会員の希望により契約の解約が随時できるものとします。

尚、基本料金、初期費用は1ヶ月に満たない場合でも返金はいたしません。また、逆転送サービス、06 発着信サービス、電話秘書代行サービスにおける保証金は解約の2ヵ月後に返金いたします。ただし料金等の未払い（通信費はN T Tからの請求次第なので1ヶ月～2ヶ月かかる場合があります。）がある場合は保証金から差し引かせていただきます。精算が終わりましたら返金もしくは追徴のご連絡をいたします。ただし、連絡が取れない場合、会員番号、暗証番号が明確でない場合は返金はいたしませんのでご了承下さい。また3ヶ月以内での解約の場合、保証金は返金できません。解約扱いとなった回線の電話番号は消滅しますので、同じ電話番号での再契約は基本的にできません。私設私書箱のお預かりしているプリペイド金はご返金いたします。

(利用の強制解除)

原則として当社は会員の当社サービスのご利用内容に関しては一切関知致しませんが、違法・迷惑行為を目的とするご利用は禁止いたします。尚サービス中発覚した場合は発覚次第サービスを強制解除させていただきます。当社は会員が以下に定める行為を行った場合、本契約を直ちに解除できるものとします。一度解除された会員は再度契約するとはできません。会員は以下の内容に承諾したものとします。

- ・利用料金を滞納した場合
- ・当社に損害を与えた場合
- ・契約書の内容が事実と異なる場合
- ・会員の利用内容を法的機関より法律違反の可能性を指摘された場合
- ・その他当社が会員として不適切だと判断した場合
- ・当社貸出し住所を利用しての、不正使用、公文書類の偽造行為、登録外名義で住所使用をした場合
- ・会員が違法、犯罪行為、第三者へご迷惑をかける行為を行っている当社が判断した場合

第5条 郵便物等の取扱について

(保管)

会員の到着した郵便・宅配物の管理は、保管品お引渡し時まで当社が十分配慮し保管いたします。ただし、保管期間が1ヶ月を超える保管品については破棄させていただきます。

(紛失)

受け取り物の紛失・破損については当社では一切の責任を負えません。

(天災)

当社で管理している会員の私物が、天災、火災、盗難、地震、水害、テロ、その他不慮の事故などの不可抗力で破損が生じた場合の責任は当社

では一切責任を負えません。

(郵便物の内容)

当社へ到着する郵便・宅配物は、以下のものはお受け取り、転送できません。

生もの・動物・危険物・冷蔵、冷凍が必要な物・3辺の合計が160cm、重さが20kg以上の郵便物・銀行やYahooからの書留郵便や債権回収業者からの書類・裁判所等の機関からの特別送達郵便物・内容証明郵便物・現金書留・電信為替・その他法律に触れる可能性があるものの受取りは出来ません。

第6条 その他禁止事項

当社貸出住所での法人登記はできません。また住民票を移転する事もできません。類似商号およびこれに準ずる商号の私書箱、104登録は禁止いたします。第三者への転貸も禁止いたします。

第7条 免責事項

(利用者の責任)

当社は会員が当社サービスを通じて発生したあらゆる損害について、一切の責任を負わないものとします。また、天災地変、停電、電話線不通、転送機器等の故障、その他、当社の責めに帰さない不可抗力により当社サービスが提供できなくなった場合、会員はそれによって生じた損害を当社に請求せず、当社はその責任を一切負わないものとします。郵便物の受取代行はいたしますが、保管責任は一切負わないものとします。当社会員の行った行為による第三者からの苦情があった場合、当社としての一切の責任を負わないものとします。会員が当社サービスを通じて、他の会員または第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用において解決し、当社には一切迷惑を与えないものとします。当社サービスを通じて発生するリスクは全て会員が負うものとします。当社貸出住所の公開・使用目的は全て会員の責任管理とします。当社では会員の住所の公開・使用内容の責任は一切負わないものとします。当社がサービスを提供している私書箱名義宛に第三者が当社へ訪問した場合は、当社は私設私書箱運営会社であることを知らせます。

第8条 守秘義務に関して

当社は会員の情報をいかなる場合も第三者に漏洩する事はございません。ただし、当社がサービスを提供している会員の行動に対する法的機関からの問い合わせがあり、その内容に事件・違法性があると当社が判断した場合は、その会員の契約状況を開示します。

第9条 休業及び廃業

当社は当業務の遂行が困難になった場合、その期間業務を休業もしくは、廃業する事ができるものとします。

第10条 損害賠償

当社は会員が当規約に反した行為、不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は会員に対して相応の損害賠償の請求を行う事が出来るものとします。

第11条 準拠法と管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とします。

当社サービスの利用に関して、当社と会員との間に係争が発生し訴訟により解決する必要が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。


OFFICE BRAIN
TEL 06-6167-6367
FAX 06-6167-6368

